



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月17日火曜日 第1973号

### ◇ 目次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	724
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	724
保安林の指定.....	725
解除予定保安林にする旨の通知.....	726
付保義務の発生.....	726
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	726

開発行為に関する工事の完了（2件）.....	726
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	727
建設業者の許可の取消し.....	727

### 公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催.....	727
---------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	727
-----------------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第966号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### ア 病院若しくは診療所又は薬局

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ひねのクリニック	今治市馬越町四丁目5番1号	医療法人真尚会	精神通院医療	平成20年5月1日
ハッピー薬局石手白石店	松山市石手白石甲105-3	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成20年6月1日
むらやま薬局	新居浜市船木甲4322番地3	株式会社ムラヤマ	精神通院医療（薬局）	平成20年6月1日
美川調剤薬局	上浮穴郡久万高原町上黒岩2933-1	有限会社クリフ	精神通院医療（薬局）	平成20年6月1日

#### イ 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人光佑会	伊予郡松前町大字神崎586番地	訪問看護ステーション菜の花	伊予郡松前町大字神崎578番地1	精神通院医療	平成20年6月1日

### ○愛媛県告示第967号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ宇和島店  
宇和島市保田字若藤甲841-2

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山 芳彦
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山 芳彦
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年1月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,944平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
286台
- イ 駐輪場の収容台数  
145台
- ウ 荷さばき施設の面積  
366.6平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
54.0立法メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時40分から午前0時20分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

平成20年5月29日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

## 1(1) 保安林の所在場所

今治市玉川町摺木字高瀬甲250の1、字側尻八ヶ谷乙42

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高瀬甲250の1・字側尻八ヶ谷乙42（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

て、次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 保安林の所在場所

今治市玉川町與和木字コセフラ乙29の2

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字コセフラ乙29の2（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3(1) 保安林の所在場所

今治市朝倉上甲1354の1、甲1356、甲3264の1、乙501、乙503、乙503の2から乙503の4まで、乙504、乙505、乙507、乙508

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉上甲1354の1・甲3264の1・乙501・乙503・乙503の2・乙508（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 4(1) 保安林の所在場所

今治市古谷甲700の1、甲700の2、乙66、乙68

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

古谷甲700の1・甲700の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所  
今治市古谷乙59の88

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
古谷乙59の88(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所  
今治市吉海町名駒 233 から 239 まで、 255

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
吉海町名駒 238 ・ 239 ・ 255 (以上3筆について、次の  
図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁並びに今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 969 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林  
法(昭和26年法律第 249 号)第30条の規定により告示する。

平成20年 6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大洲市肱川町山鳥坂 247 の 2、 247 の 6、 247 の 7、 260 の 3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第 970 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第 112 条の 2 第 2 項の  
規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112  
条第 1 項の規定による同意があったと認めため、同法第 112 条の  
2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)  
第26条の 3 の規定により告示する。

平成20年 6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(南予地方局管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第 971 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第 8 条第 2 項  
(同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基  
づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は  
起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 6月17日から 7月 2 日まで

○愛媛県告示第 972 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 6月17日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建(開)第16号 平成20年 6月 5日	伊予郡砥部町拾町224番 2	松山市朝生田町二丁目 4 番28号 有 島 照 博

○愛媛県告示第 973 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 6月17日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建(開)第15号 平成20年6月5日	伊予郡砥部町拾町224番3	松山市朝生田町二丁目4番28号 田内文和

○愛媛県告示第974号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年6月17日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第975号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宇和海地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年6月17日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第976号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年6月17日

愛媛県知事 加戸 守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第741号	平成17年12月21日	東亜建設(有)	村上 富茂	宇和島市和霊元町1-2-3	平成20年5月1日	土木事業 造園事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特-18)第1687号	平成18年8月26日	㈱中平組	中平 隆	西予市城川町嘉喜尾4900	平成20年5月7日	土木事業 建築工事業 とび・土工事業 管工事業 舗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第9182号	平成18年8月8日	宮本工業(株)	宮本 幸芳	西予市三瓶町安土101-29	平成20年5月7日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般-17)第13079号	平成17年6月22日	井上産業	井上 茂夫	宇和島市保田甲928-6	平成20年5月9日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-17)第11533号	平成17年5月19日	㈱篠原建設	篠原 傳治	喜多郡内子町大瀬北3220	平成20年5月15日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

公 告

○公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催について

愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する講習会を開催する。

平成20年6月17日

愛媛県知事 加戸 守行

- 講習会の期日  
平成20年9月3日(水)  
午前9時から午後5時まで
- 講習会の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第一別館11階会議室
- 受講申込書の提出期限  
平成20年7月25日(金)。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受講申込書の提出先  
〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成20年6月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - 選挙権を有する者の総数 1,207,065
  - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,142
  - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,845
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	44,081	14,694
南 宇 和 郡	22,336	7,446
松山市・上浮穴郡	426,392	137,732
今 治 市・越智郡	151,336	50,446
宇和島市・北宇和郡	88,374	29,458
八幡浜市・西宇和郡	44,382	14,794
新 居 浜 市	103,145	34,382
西 条 市	93,894	31,298
大 洲 市・喜多郡	57,480	19,160
伊 予 市	32,856	10,952
四 国 中 央 市	76,756	25,586
西 予 市	37,709	12,570
東 温 市	28,324	9,442